

ブリュッセル I 条約の規則化とその問題点

中 西 康
なか にし やすし

京都大学大学院法学研究科助教授

序

EEC 条約 220 条に基づいて 1968 年 9 月 27 日にブリュッセルで署名された、民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する条約（以下ではブリュッセル I 条約）⁽¹⁾は、当初の 6 ヶ国（ドイツ、ベルギー、フランス、イタリア、ルクセンブルク及びオランダ）の間で 1973 年 2 月 1 日に発効してから、1978 年にデンマーク、アイルランド及び連合王国の加入条約⁽²⁾、1982 年にギリシャの加入条約⁽³⁾、1989 年にスペインとポルトガルの加入条約⁽⁴⁾、1996 年にオーストリア、フィンランド及びスウェーデンの加入条約⁽⁵⁾が締結されて、その場所的適用範囲を拡大していった⁽⁶⁾。また、1988 年 9 月 16 日には、この条約とほぼ同内容の条約（並行条約）が、欧州自由貿易地域の当時の加盟国 6 ヶ国（オーストリア、フィンランド、スウェーデン、アイスランド、ノルウェー、スイス）との間にルガーノで締結されて（以下ではルガーノ条約）、その妥当範囲は欧州経済共同体構成国以外にまで拡大した⁽⁷⁾。

このブリュッセル I 条約は、国際裁判管轄と外国判決の承認執行に関する条約としては、最も成功を収めたものと評価することができる。第 1 に場所的適用範囲については、上述の通りの欧州諸国の間で広く妥当しており、他に類を見ない。第 2 に内容については、外国判決の承認執行の容易化のための特徴がいくつかある。例えば、締約国の裁判所に訴訟が提起された場合の管轄（直接管轄）も同時に規定しているいわゆるダブル条約であること、そのような規律を受けて、承認執行の段階では原則として判決国の管轄を審査しないこと、執行許可手続は第一審では判決債務者を呼び出さずに一方的手続で判断をすること、公の証書や裁判上の和解についても承認執行を認めていること、などが挙

げられる。第3に解釈の統一性については、条約の解釈が各締約国裁判所で問題となった場合に欧州司法裁判所に問題を付託して先決判決を求める制度を、1971年6月3日のルクセンブルク解釈議定書⁽⁸⁾により認めることで、条約作成後の各国の裁判所における解釈の分裂という通常の統一法条約の弱点を防止している。

以上のような特長を有するブリュッセルI条約は、この分野における各国の近時の立法や条約の作成過程においてまずもって参考とされており、新民事訴訟法中に国際裁判管轄について明文で規定しなかった我が国としても、将来の立法のためにも、その研究は重要である。

ところで、このブリュッセルI条約は、2000年12月22日に、その内容が改正されると同時に、法形式としてこれまでの条約から、共同体派生法の1つである規則とされた(以下ではブリュッセルI規則⁽⁹⁾)。以下では今回のブリュッセルI条約の改正及び規則化について、その背景(1)と改正内容(2)について、順に検討する。

1 改正の背景

(1) 作業の開始

従来の4つの加入条約のうちで、実質的内容についての改正を伴っていたのは、コモンロー法系に属する連合王国とアイルランドの加入に対応した1978年条約と、ルガーノ条約による改正を一部取り込んだ1989年条約だけである。条約の基本的な構造及び内容は当初から維持されている。

さて、オーストリアなど3ヶ国のEU加盟に伴い行われたブリュッセルI条約への加入交渉の際に、これらの国からは条約内容の実質改正も主張されたが、時間的制約から必要な形式的な適応だけに改正はとどめられた。そこで、条約の実質的内容の再検討はこれとは別になされることになった。また、ルガーノ条約についても同条約第2付属議定書3条以下に基づく委員会において、1997年9月にその改正の検討が提案された。これが、今回の改正の発端である。理事会は、両条約の改正作業のための作業部会を設置することを1997年12月に決定した。この作業部会は、EU構成国代表並びに、ルガーノ条約の締約国で

あるスイス、アイスランド及びノルウェーの代表からなり、また委員会も参加した。このほかにオブザーバーとして、欧州司法裁判所、ハーグ国際私法会議、さらにはルガーノ条約への加入を予定していたポーランドが加わった⁽¹⁰⁾。

ところで委員会は、1997年11月に「EUにおける裁判の獲得と執行に関する実効性の増大に向けて」という報告⁽¹¹⁾とブリュッセル及びルガーノ条約の改正提案⁽¹²⁾（以下、「1997年委員会報告」、「1997年委員会提案」と略称）を作成して、12月に理事会と欧州議会に報告した。ここでは、両条約の改正は、EUにおける民事司法協力の強化の歩みの1つと位置づけられている。そこで、ブリュッセル I 規則の成立までの経緯を見る前に、国際私法に関するEUの権限の変化について、必要な範囲で概観する。

(2) 国際私法の共同体化⁽¹³⁾

当初 EEC は、ブリュッセル I 条約の根拠である EEC 条約 220 条しか国際私法に関する規定を有していなかった。しかも同条も、それなしでも当然可能な条約作成交渉に EEC としての一応の枠組みを与えたにすぎない。

その後、1992年のマーストリヒト条約により、EEC改めECなどの3共同体（第1の柱）、共通外交安全保障政策（第2の柱）、司法及び内務分野における協力（第3の柱）の三本柱からなるEUが成立した。司法及び内務分野における協力に関するEU条約K.1条6号及びK.3条によると、民事司法協力について、理事会は条約を作成し、各構成国がその憲法規定に従ってそれを採択することを推奨することができるとされていたが、国際私法は民事司法協りに含まれると考えられた。しかし、EUの第2及び第3の柱はなお政府間協力の手法のままであり、つまり民事司法協力についても作成した条約には各構成国の批准が必要であり、EEC条約220条による場合との相違は大きくない。少なくとも民事司法協力について、EUの活動は活発ではなく、あまり関心を持たれていなかったように思われる⁽¹⁴⁾。

とはいうものの、1997年委員会提案は、このEU条約K.3条2項3号を根拠としてブリュッセル I 条約を改正する条約案を提案したものである。また1997年委員会報告は、裁判の承認執行の迅速化と容易化、司法へのアクセス

の改善などにより、市民に対してより改善された司法環境を提供しようという、EUにおける民事司法協力の強化のためになされたものである。

ところで、この報告及び提案時には既に10月に、アムステルダム条約が署名されていたのであるが、同条約により国際私法に関するEC・EUの権限及び枠組みは一変した。すなわち、従来第3の柱に属していた民事司法協力は、刑事警察・司法協力だけを第3の柱に残して、ビザなどの問題とともに、EC条約新第4編へと移動し(65条)、共同体化された。このことが意味することは、ブリュッセルI条約の改正は、従来と異なり、共同体派生法、すなわち規則や指令の形式でできるということである⁽¹⁵⁾。すでに1997年委員会提案では、アムステルダム条約の発効後は、新たな権限に基づいて提案を行うこと、つまり共同体派生法の形式での改正提案を行うことへの言及がなされている⁽¹⁶⁾。

しかし、第4編は従来の通常のEC事項と比べて、特殊な点がある。ブリュッセルI条約の改正内容に影響があるものとして、次の2つが挙げられる。

第1に、欧州司法裁判所の解釈権限である。ブリュッセルI条約については本来なら欧州司法裁判所の解釈権限は及ばないが、解釈議定書により先決判決を求めて条約の解釈問題を付託する権限が締約国裁判所に認められた。ところで同議定書では、各国最高裁だけでなく控訴審裁判所にも先決問題を付託する権限が認められている⁽¹⁷⁾。しかし、EC条約第4編では234条と異なり、付託権限が各構成国の最終審—その裁判について当該国内法上、もはや不服申立ができないような裁判所—だけに限定されている(68条1項)。ブリュッセルI条約に関する従来の先決判決のうちで、最終審でない裁判所から付託された事件はかなりの割合を占めるので、この限定は、ブリュッセルI規則の解釈の統一に大きな影響を及ぼすであろう⁽¹⁸⁾。

第2に、EC条約69条により、第4編に基づいて採択される措置については連合王国、アイルランド、デンマークの3ヶ国は、原則として参加しない(オプト・アウト)。ただし、連合王国とアイルランドは、このような措置に参加(オプト・イン)することが、採択過程においても⁽¹⁹⁾、採択後も⁽²⁰⁾認められており、ブリュッセルI規則についても現に参加しているのであり、それほど問題ではない。しかしデンマークは、民事司法協力に関する措置であっても、

採択過程においても採択後にも参加できず、ただ第 4 編に参加しないオプト・アウトの特権を放棄することができるのみである⁽²¹⁾。デンマークとの間では、改正されたのと同内容の条約を（各構成国ではなく）EC との間で締結することで、従来の統一性を保つことがはかられるとの指摘がある⁽²²⁾。

(3) 改正作業の終結から規則の成立

1998 年 1 月に開始された改正作業部会の作業は、1999 年 4 月に終結し、作業部会としての改正提案（以下、「作業部会案」と略称）が示された⁽²³⁾。同年 5 月 1 日にはアムステルダム条約が発効し、7 月 14 日に委員会は、ブリュッセル I 条約を規則化する提案（以下、「1999 年委員会提案」と略称）を行った⁽²⁴⁾。この提案に対しては、欧州議会の意見が 2000 年 9 月 21 日に出された⁽²⁵⁾。もともと、EC 条約第 4 編の立法手続は共同決定手続（251 条）ではなく、欧州議会に対しては単に諮問がなされるだけなのではあるが（67 条 1 項）、この意見も考慮に入れた委員会の改訂提案（以下、「2000 年委員会提案」と略称）が 10 月 26 日に示され⁽²⁶⁾、12 月 22 日に成立した。

2 改正内容の検討

ここでは、実質的改正点について検討する。作業部会に求められた、改正作業の基本方針は⁽²⁷⁾、基本構造の全面的変更ではなく限定的なものであった。つまり、従来の条約との継続性を保ちつつ、実務における不都合が感じられる点を主に欧州司法裁判所の判例を考慮して改善すること、またブリュッセル I 条約とルガーノ条約との間に存在する相違点をなるべく解消することであった。

実際に成立した規則における主な改正点としては、以下の点が挙げられる⁽²⁸⁾。

判決手続については、法人の住所の自律的定義の採用（60 条）、契約事件の裁判管轄の再構成（5 条 1 号）、消費者契約の定義の拡大（15 条 1 項）、個別労働契約事件の裁判管轄の体系的再構成（第 2 章第 5 節 18 条以下）と訴訟係属時点の自律的定義の採用（30 条）である。

承認執行については、承認要件の再構成（34 条）と実質的承認執行要件審査の控訴審への移動による執行許可手続の構造の変化である。

以下では、これらの主な改正点を中心に、判決手続(1)と承認執行(2)の順に検討する。

(1) 判決手続

(i) 法人の住所の自律的定義

従来ブリュッセル I 条約では、「住所」とある場合に会社その他の法人はその本拠が、住所にあたりしつづつ、本拠の決定は法廷地の国際私法規則に従ってなされていた (53 条 1 項)。当時、自律的定義は無理であると考えられたからであった⁽²⁹⁾。

今回の改正では、このような各構成国法に定義を任せる手法から、規則独自の定義を採用して、統一的な適用をはかることとなった (60 条 1 項, 2 項)。その定義によると、定款上の本拠、管理の中心地、主たる営業所のいずれの所在地も、住所とみなされるが、これは営業の自由の会社への適用に関する EC 条約 48 条の規定にならったものである。

ただし、法人の設立の有効性などに関する訴訟の専属管轄に関しては、従来通り法廷地の国際私法規則に従って本拠の決定は行われるが (22 条 2 号)、これはこの規定の趣旨を準拠法と裁判管轄との並行とする理解による⁽³⁰⁾。このように従来通りのままでは、専属管轄といっても本拠決定に関する各国の立場の違いから、複数の構成国に管轄が認められたり、判決国と承認国で専属管轄が存在する国に対する理解が相違する場合が生じるが⁽³¹⁾、この点は 60 条 1 項の自律的定義も 3 つの地を択一的にいずれも住所としているので同様である。

(ii) 契約事件の裁判管轄

5 条 1 号の契約事件の裁判管轄は、ブリュッセル I 条約の規定のうちで解釈がもっとも争われて、もっとも多くの欧州司法裁判所の先決判決を生じさせた規定の 1 つである。この規定の解釈に関する争点は 2 つあり、判例による解釈は次のようになっている⁽³²⁾。

第 1 点は、契約から、代金支払と物の引渡などのように複数の義務が生じる場合において、どの義務が基準とされるかの点である。欧州司法裁判所は、1976 年 10 月 6 日 De Bloos 判決⁽³³⁾で、訴えの基礎となる契約上の義務を基準

とするとしており⁽³⁴⁾、この点が必ずしも明確でなかった 1968 年条約のフランス語版とオランダ語版は、1978 年加入条約において修正された。このような解釈の結果、契約から生じた 2 つの義務に基づいて原告がある締約国で提訴した場合、そのうちの一方の履行地はその締約国にはないとされる場合には、訴えの全体については当該締約国裁判所は管轄を有しないとの判断さえ、欧州司法裁判所により示されている⁽³⁵⁾。このように、1 つの契約関係を訴訟において細分化する不都合を、この解釈は有するのではないかという批判が存在した⁽³⁶⁾。

第 2 点は、義務履行地の決定方法である。欧州司法裁判所は、1976 年 10 月 6 日 Tessili 判決⁽³⁷⁾で、法廷地国の抵触規則により決まる準拠法により、その義務の履行地を決定するという方法を採用した⁽³⁸⁾。しかし、1980 年国連動産売買条約 57 条のように、売買契約の代金支払い債務を持参債務とする準拠法が選ばれると、原告の法廷に裁判管轄が認められることになり、問題ではないかとされていた。

規則では 5 条 1 号で以上について次のように解決した。まず、従来のルールをそのまま維持した 1 号 a に b, c を追加し、売買契約と役務提供契約という 2 つの主要な契約類型について、履行地をそれぞれ、物の引き渡し地、役務の提供地と定義し (b. 別段の合意がある場合を除く)、b が適用されない場合には a に戻るとする (c)。

つまりこの 2 つの契約類型については、抵触規則と契約準拠法を経由する、判例の履行地決定方法を改め、自律的な実質的定義へと転換し、また必ずしも明確ではないがおそらくはこの類型については契約事件の管轄をこの地に一本化しようとしたものである。

この解決は作業部会案以来のものである⁽³⁹⁾。1997 年委員会提案が契約一般についての履行地管轄を認めずに、動産売買についてだけ引渡地の管轄を認めていた⁽⁴⁰⁾のと比べると、従来の規定からの大きな変化を避けたといえる。

しかし、この規定にもなお批判や疑問点は生じよう。一方では、この 2 つの契約類型についてだけ従来の問題点を解決したにすぎず不徹底という批判と、他方では、合意管轄とは別に契約事件の管轄が必要かという方向の批判がある⁽⁴¹⁾。また、新たな解釈上の問題としては、b の 2 つの契約類型にあたるのは

どのような契約かという問題が生じるだろう⁽⁴²⁾。

我が国の民事訴訟法5条1号は、財産権上の訴えについて義務履行地に土地管轄を認めており、この規定の国際裁判管轄への転用がなされているが⁽⁴³⁾、このブリュッセルIの改正内容（及びハーグ新条約の交渉における議論）は、我が国における解釈を再検討する余地があることを示しているように思われる。とりわけ基本的考えとして、契約について最も関連がある地に管轄を認めて契約紛争の解決をそこに集中させるという方向か、それとも義務の履行地だからそこで訴えられても仕方がないという考えか、どちらを選ぶかを考える必要がありそうである⁽⁴⁴⁾。ブリュッセルI規則についても、前述のようにこのあたりはまだはっきりしていない。

(iii) 消費者契約の定義

1968年の当初のブリュッセルI条約第2編第4節においては、割賦販売とローンについてだけ、消費者保護のための特別の管轄規定を設けていたにすぎなかった。これは当時の法状況を反映したものであり、消費者保護の必要性はこの領域にだけしか考えられていなかったからである。

1978年加入条約では、この規定を大きく改めた。まず、節の表題を消費者契約事件の管轄に改めた。次に、消費者を、その職業上の活動とは関係ないのみなしうる用途のために契約を締結した者と定義した（13条1項柱書）。さらに、従来の動産の割賦販売（13条1項1号）及び動産購入代金の融資を直接の目的とし割賦弁済される金銭消費貸借その他の信用授与契約（2号）に加えて、3号を追加し、1、2号以外の消費者契約であっても役務又は動産の供給を目的とする契約については、契約締結に先立ち、消費者の住所地国において、特別の申込又は広告が行われており（a）、かつ消費者がその国で契約締結に必要な行為を行ったとき（b）という、消費者の住所地との関連性を要件として、同節の消費者保護に関する特別規定の適用を認め、その適用範囲を拡大した。この改正は、消費者保護に関するEC法の発展を考慮に入れたものであった⁽⁴⁵⁾。

今回の改正では、従来の3号の定義をより一般化して、消費者契約に関する管轄の適用範囲を拡大したのであるが、これは電子商取引の発展などの社会状況の変化に対応して、保護が必要な契約をすべてカバーするためということが

背景にある⁽⁴⁶⁾。また他方では、不動産の部分的使用権の取得に関する契約、すなわちいわゆるタイムシェアリング契約については、1994年に指令が成立しているが⁽⁴⁷⁾、16条1号との関係で、そのような契約の扱いについて議論があったので⁽⁴⁸⁾、この点も改正の際には考慮がなされたものと思われる。

1997年委員会提案13条1項2号は、従来のaの場合（bは要件とせず）、相手方が消費者の申込を消費者の常居所地国で受領した場合、消費者が他国で旅行してそこで申込を行った場合でもその旅行が消費者に契約を締結させるために組織されたものであった場合、以上のいずれにも適用がなされ、またタイムシェアリング契約にも準用する（2項）との提案であった⁽⁴⁹⁾。

これに対して、作業部会案以降はこれをさらに進め、成立した規則15条1項c号は契約類型をより一般化している。すなわち、契約の相手方が、消費者の住所地の構成国において商業活動若しくは職業活動を行い、又はその構成国（若しくはそれを含む複数の国）に向けてその活動を行い、契約がこの活動の枠内に含まれるものは、全てカバーされる。ただし、パック旅行契約以外の運送契約は除外される（2項）。

この規定によれば、役務の提供又は物品の引渡は要件でなくなり、例えばタイムシェアリング契約への適用の問題は解消される。また従来の規定が、消費者の国との関連性の要件を、契約相手方のその国での申込又は広告という活動と、その活動と因果関係を有する消費者のその国での契約締結という形で規定していたのと比べると、規則の規定では、契約相手方の消費者の国における活動に焦点を移し、また消費者の契約締結と消費者の国との場所的つながりはもはや求めていない。したがって、外国に契約締結に出かけるアクティブな消費者も保護されることになる⁽⁵⁰⁾。

このような改正の方向、すなわち契約相手方の消費者の国における活動へ焦点を当てる方向は、さらに一歩進めれば、アメリカ的な doing business の考えにもつながるといえようか。ハーグ新条約の作成交渉における EU 諸国とアメリカとの対立点のうち、直接に消費者契約に関する部分については、両者の法政策の隔たりということもあり、このことは妥協に役立たないにしても、裁判管轄に対する両者の基本的な捉え方の相違—請求との関連か、被告との関連

か—については橋渡しとなり、契約一般の裁判管轄についての妥協をもたらすという可能性はあるかもしれない⁽⁵¹⁾。

(iv) 個別労働契約事件の裁判管轄

当初のブリュッセル I 条約においては、個別労働契約に関する特則は存在しなかった。しかしながら、その後締結されたローマ I 条約では、労働契約の準拠法について労働者保護のための特則が置かれた (6 条)。また、ブリュッセル I 条約 5 条 1 号の解釈について欧州司法裁判所 1982 年 5 月 26 日 Ivenel 判決⁽⁵²⁾は、労働契約の場合にはローマ I 条約 6 条を考慮して、契約を特徴付ける義務、すなわち労働者が労務を行う義務が基準となり、その履行地に管轄が認められると判断した。この解釈は、複数の契約上の義務のうちで、訴えの基礎となる義務を基準とする、通常の契約に関する前掲 De Bloos 判決の解釈と異なっていた。

このような背景及び労働者保護の考慮から、ルガーノ条約においては、個別労働契約に関する特則を設けた⁽⁵³⁾。5 条 1 号には後段を追加し、個別労働契約事件の場合に同号の履行地とは、労働者が通常その労務を給付する地、労働者が通常同一国で労働を行っていない場合には、労働者を雇用した営業所所在地とした。また、17 条の合意管轄には 5 項を追加し、管轄合意は、紛争発生後になされたものだけが効力を有するとした。

1989 年ブリュッセル I 加入条約における改正は、基本的にはこのルガーノ条約にあわせたものである。しかし、5 条 1 号についても 17 条についても、ルガーノ条約よりもより労働者に有利な規定となっている。すなわち、5 条 1 号については、労働者が通常同一国で労務を給付していない場合の、労働者を雇用した営業所所在地の管轄はルガーノ条約とは異なり、労働者が原告の場合に限定されている。17 条 5 項については、管轄合意が紛争発生前のものであっても、労働者が原告として雇用者を (2 条と 5 条 1 号以外で) 訴える場合には有効であるとされている。

今回の改正における作業部会の基本方針の 1 つは、前述のように、ブリュッセル I 条約とルガーノ条約との間に存在する相違点をなるべく解消することであり、個別労働契約に関する 5 条 1 号と 17 条 5 項の規定が、まさにこ

れに該当した⁽⁵⁴⁾。ただ、作業部会案はブリュッセル I の方の解決を採用しており⁽⁵⁵⁾、したがって成立した規則も内容的にはブリュッセル I 条約とほとんど変わっていない。大きな変化は、体系的なものであり、保険契約や消費者契約にならって、第 2 章に個別労働契約事件の管轄と題する第 5 節が新設され、従来 5 条 1 号と 17 条 5 項にあった規定がまとめられたことである。そのために必要な、保険契約や消費者契約に関するのと同様の総則的規定は追加されている (18 条)。ただし、一点だけ注意すべきなのは、この管轄の専属性の点である。この管轄に反する管轄合意の有効性を制限している (21 条) という意味では専属的であるが、承認拒絶要件の間接管轄としては、保険契約や消費者契約に関する特別の管轄と異なり、個別労働契約に関する管轄は審査されず (35 条 1 項)、従来通りである。これについては、もし審査をすれば原判決の原告を害することになるが、ほとんどの場合それは労働者である、との説明がなされている⁽⁵⁶⁾。

(v) 訴訟競合

訴訟競合に関するブリュッセル I 条約 21 条も、欧州司法裁判所によるかなりの先決判決を引き起こした規定の 1 つである。主として争われた問題は、27 条 3 号の承認要件としての内外判決の矛盾とも関係するが、先訴と後訴が同一の対象及び原因であるのはどのような場合であるのかという、請求の同一性に関する問題である⁽⁵⁷⁾。

しかしながら、今回改正されたのは、訴訟係属時点の点であった。21 条は英米法的なフォーラム・ノン・コンヴィニエンスによる処理を採用することなく、大陸法的な処理を採用している。従って、2 つの訴えのうちのどちらが時間的に先かが決定的な基準となる。そこで、訴訟係属時点はいつかが問題となるが、これについては各国で制度が異なっている。

1968 年条約報告書によれば、訴訟係属時点は訴えが提起されたそれぞれの国の法廷地法により判断するとされ⁽⁵⁸⁾、欧州司法裁判所 1984 年 6 月 7 日 Zelger 判決⁽⁵⁹⁾も訴訟係属時点についての各締約国間の相違を指摘し、条約は手続の統一を目的としていないとして、この考え方を採用している。

しかしながら、この解釈によると、裁判所への訴状の提出が先になされる国の場合と、被告への訴状の送達が先になされる国の場合とで、訴訟係属時点の

捉え方が異なることから、不公平が生じる。今回の改正では、訴訟競合の規律との関係で、訴訟係属時点を自律的に定義することになった。採用された定義は、訴状提出時か、送達機関の訴状受理時か、各国の手続法上いずれか早い方であり、ただしいずれも原告がその後に送達あるいは訴状の裁判所への提出を怠らなかったことを要件とする(30条⁽⁶⁰⁾)。

なお、訴訟係属時点のほかに、関連請求に関する規定も、おそらく当初の誤解ないしは条文作成上の誤りに基づく不備が修正された(28条1,2項⁽⁶¹⁾)。

(vi) その他

判決手続に関するこのほかの規定で、小さな修正を受けた規定と、改正が考えられたが結局改正されなかった規定について、最後にまとめておく。

5条3号の不法行為事件の裁判管轄についても、「損害をもたらす事実の発生した地」の解釈を中心にいくつかの先決判決があるが⁽⁶²⁾、今回は判例を法典化することはなされず、ただ、「発生する危険がある」という文言を追加して、差止請求についても管轄が認められるように明確化した。

6条1号の主観的併合の場合の共同被告の住所地の管轄については、但書を追加して、関連性を要件とした。1988年9月27日 Kalfelis 判決⁽⁶³⁾の解釈を明文化したものである。

今回の改正で電子商取引については、合意管轄の書面性の要件との関係で、合意を永続的に記録する電子手段による通信を書面によるとみなすという、最低限の手当がなされたのみである(23条2項)。ところで、消費者保護と電子商取引は、欧州議会が特に関心を有する分野であるが、欧州議会からは、インターネット上の取引の場合には、消費者を保護するためのいくつかの要件を満たせば、認証を受けている裁判外紛争解決システムに取引から生じる紛争を付託する合意を締結することができるようにする修正意見が出された⁽⁶⁴⁾。しかし委員会は、その必要性は認めつつも、なお準備が必要であることなどを理由に、この意見を採用しなかった⁽⁶⁵⁾。今後の見直し(73条参照)の際には、検討されるものと思われる。

不動産に関する専属管轄の例外としての短期不動産賃貸借の規定(条約16条1号b)は、ルガーノ条約と1989年ブリュッセルI加入条約により追加さ

れたものであるが、両者の間には相違点があり⁽⁶⁶⁾、したがって改正作業における検討課題であった。規則では両者の中間的解決を採用し、短期不動産賃貸借の例外の適用のためには、ブリュッセル I 条約とは異なりルガーノ条約にあわせて、賃借人だけが自然人であればよいことになった。しかし、ルガーノ条約によると両当事者のいずれも不動産所在地国に住所を有しなければよいが、この点は所有者と賃借人が同一国に住所を有することを要するブリュッセル I 条約の解決を維持している（規則 22 条 1 号後段）。

最後に、保全処分及び仮処分については 1997 年委員会提案 18 条 a において管轄を条約中に規律する提案がなされていたが⁽⁶⁷⁾、その後の欧州司法裁判所 1998 年 11 月 17 日 Van Uden 判決⁽⁶⁸⁾及び 1999 年 4 月 27 日 Mietz 判決⁽⁶⁹⁾が示した解決により、問題点が明確化された⁽⁷⁰⁾。まず、仮払いを命じるオランダの kort geding やフランスの référé-provision が、条約 24 条の保全処分及び仮処分に該当するかが問題となり、判例によると、そのような場合、本案で原告敗訴の場合にその処分により給付されていた金銭の返還が保証されている場合だけが、24 条の保全処分及び仮処分に該当するとされた。次に、処分と法廷地国との関連について判例は、処分の対象と法廷地との現実の関連関係の存在を要求した。規則では、この判例に沿った解釈がなされることを前提に、従来の規定を維持している（31 条）。

(2) 承認執行

1997 年委員会提案は前述の通り、「EU における裁判の獲得と執行に関する実効性の増大に向けて」という報告とセットでなされたものである。この報告の改正提案への影響は判決手続よりも承認執行の分野に直接的であり、大胆な提案が存在した。しかし、その後の作業部会による検討を受けて最終的に成立した規則では、あまりに大胆で時期尚早と思われる部分は修正されている。

(i) 承認要件

条約 27 条の承認要件のうちで公序（1 号）に関して、1997 年委員会提案の大胆さがもっとも表れており、公序要件の完全な削除を提案した（37 a 条 1 項 1 号⁽⁷¹⁾）。当然のことながら、このような提案は作業部会の採用するところと

ならず、作業部会案から成立した規則に至るまで、公序要件は維持され、ただハーグ国際私法会議における公序要件のように「明らかに」の文言が追加されたにとどまるが(規則34条1号)、実務上の意味はなからう⁽⁷²⁾。1950年の欧州人権保護条約6条1項が規定する公正な裁判を受ける権利などの最後の受け皿としての重要性を考えると、公序要件の重要性はなお否定できない⁽⁷³⁾。

次に、訴訟手続を開始する文書の送達要件(2号)が、従来の裁判例に対する批判に答える形で2点改正された。これが、承認要件のうちの今回の最大の改正点である。

ブリュッセルI条約による承認については、間接管轄の審査がなされないこともあり敗訴被告が承認を妨げるためにもっぱら利用した要件は、27条2号の送達要件であった。また、この規定は条約の規定全体のうちでももっとも解釈上の争いがあるって欧州司法裁判所の先決判決を引き起こした規定の1つであった。この規定についての欧州司法裁判所による解釈のうち、一部の学説からの強い批判があるのは次の2点である⁽⁷⁴⁾。

第1に送達の適式性は、条約の公式報告書によっても⁽⁷⁵⁾、欧州司法裁判所1981年6月16日Klomps判決⁽⁷⁶⁾及び1990年7月3日Lancray判決⁽⁷⁷⁾によっても、(その国で適用がある条約を含む)原判決国法によるとされている。そうすると、送達は被告が防御するのに十分な時間的余裕を持って適時になされたのであるが、判決国の送達に関する些細な規定に違反したことにより適式ではなかったという場合が生じる。そのような場合、防御権の尊重という同号の趣旨からすれば、不適式であったとしても適時であれば承認を妨げないのではないかという主張がなされ、送達の適時性の要件と適式性の要件の関係が問題とされた。しかし、欧州司法裁判所の前掲Lancray判決は条約の規定の文言通りに、この2つの要件はどちらも満たさなければならない要件であり、適時でも不適式の送達の場合には、裁判は承認されないと判断した。この判例に対しては、一部の学説が激しく批判している⁽⁷⁸⁾。

第2に前述の反対説の論理では、敗訴被告に対してはその旨の判決が送達されているはずであるから⁽⁷⁹⁾、その時点で被告は不服申立をすることができるはずであり、それをしなかった被告は保護するべきではないということになる。

したがってこの説は、敗訴被告に判決国での不服申立義務を課し、しない場合にはもはや承認執行段階で 27 条 2 号を主張できないとしていた⁽⁸⁰⁾。しかしながら、同号の文言からはこのような解釈は困難であった。欧州司法裁判所 1992 年 11 月 12 日 Minalmet 判決⁽⁸¹⁾は、条文の文言に加えて、訴訟開始時の防御と判決後の不服申立とは同価値ではないという理由も挙げて、不服申立をしなかった被告でも同号を主張することはできると判断した。この結論は、1996 年 10 月 10 日 Hendrikman 判決⁽⁸²⁾においても、再確認されている。

以上 2 点についての欧州司法裁判所の判断は、条文の文言からほぼ必然的であったように思われる。今回の改正は、立法的にその点を改めたものである。

まず適式性について規則では、「防御ができるような仕方」で送達が行なわれたことが要件とされた (34 条 2 号)。つまり、単に判決国の送達規定からする形式的な些細な違反は、もはや問題とはされない。防御権の尊重という同号の規定の趣旨により忠実な実質的審査に改められ、些細な瑕疵を被告が濫用的に主張することはできない。

次に規則では、被告に対して不服申立義務を課し、「裁判に対する不服申立が可能であったのに行使しなかった場合」には、もはや承認拒絶理由とはならないとする。

以上の 2 点とも、1997 年委員会提案以来の改正方針であり⁽⁸³⁾、判決の流通の促進のための承認要件の限定の流れに位置づけられる。

さらに、4 号の家族法上の先決問題に関する準拠法要件は削除されたが、従来からその役割はほとんどなかったので、削除の意味もわずかである。

最後に裁判の抵触については、承認を求められた裁判が、他の構成国で先に下された裁判と矛盾する場合についての規律を追加している (34 条 4 号)。

(ii) 執行許可手続

例えば我が国における執行判決手続が通常の判決手続、すなわち対審的手続であるとの比較すると、ブリュッセル I 条約における執行許可手続の特徴は、第 1 審では債務者を呼び出さずに一方的手続により決定を下すという点にあった (34 条 1 項)。そのようにしてなされた執行許可に対しては、債務者からの不服申立はもちろん可能であってその際の審理は対審手続でなされるが (37 条

1項), しかし被告による不服申立の数はわずかであった⁽⁸⁴⁾。

1997年委員会提案以来の考え方に従って, 今回の改正ではこの構造を大きく改めて, 執行の迅速化へとさらに一歩進めた。従来は確かに第1審では一方的手続ではあったが, 裁判所は27, 28条の承認要件の存否を判断して, 執行を許可しないということもあり得た。しかしながら規則によると, 第1審裁判所は, 53条の定める書類が提出されているかという形式的要件が満たされていることを確認すれば, 34, 35条の実質的承認要件を審査せずに, 執行を許可する(41条)。しかも, この提出すべき書類についても細かいながらも迅速化のための工夫がなされている。つまり, 付属文書5に証明書のモデル書式を定め, 原判決国裁判所が必要事項を記入して発行するこの証明書により, 判決裁判所や当事者名などの必要な情報が簡単にわかるようにされており⁽⁸⁵⁾, 第1審では半自動的に執行許可がなされることになるはずである。実質的承認要件は, 不服申立に基づき第2審ではじめて審査される(45条)。

(iii) その他

承認執行に関しても判決手続と同様に, このほかの規定について, 最後にまとめておく。

判決の執行国における執行の実効性の強化という観点からすると, 執行国における債務者の財産に対する仮処分・保全処分が問題となる。規則47条1項は, 条約39条と異なり, 外国判決に基づく仮処分までも認めるが, しかし条約39条1項と同様に, 執行許可が認容されたがまだ確定していない間には保全処分しか認めない(規則47条3項)。この点で, 1997年委員会提案36条⁽⁸⁶⁾ほどは革新的ではない。また規則が, 原判決がすでに判決国で被告に送達されていることの証明書の執行許可申立の際の提出(条約47条1項)を不要とし, 執行許可決定と同時に原判決を送達したのでもよいとするのは(42条2項), 同様に, 手続の密行性による執行の実効化をねらった改正点である。

そのほかに, 執行許可請求の土地管轄は, 条約では第1順位が債務者の住所地, 執行国になれば第2順位として執行地であったのに対して(32条2項), 規則ではこの2つが択一的にどちらにも土地管轄が認められている(39条2項)。

結 び

最後に、改正内容を検討して今後の EU における動向を探り、次にこの規則化が EU 外に及ぼす影響を考察して、本稿を閉じることとする。

まず今回の改正のうち、判決手続における改正点は、従来の判例を受けてその改善を図るものや (ii)、自律的定義への移行や (i, v)、新たな社会状況への対処のための改正 (iii) などであり、劇的な変革はない。これに対して、承認執行の分野においては、確かに承認要件は主として判例に表れた従来の欠陥の是正を目的としているが (i)、これに対して執行許可手続の構造転換は、より大きな動き、すなわち民事裁判の相互承認原則のさらなる実現、EU における司法の実効性の強化、もっと大きくいえば EU における自由・安全・司法の空間の確立 (EU 条約 2 条 4 号、EC 条約 61 条参照⁽⁸⁷⁾) の一環としての改革である。そして、ブリュッセル I 規則の成立はこの動向の第一歩にすぎない。

1997 年委員会報告、1998 年 12 月の「自由・安全・司法の空間の確立に関するアムステルダム条約の規定を実施するための最善の方法に関する理事会及び委員会の行動計画」⁽⁸⁸⁾、自由・安全・司法の空間の創設に関する特別会合であった 1999 年 10 月 15、16 日のタンペレ欧州理事会の議長総括⁽⁸⁹⁾、民事及び商事事件における裁判の相互承認原則を実施するための措置に関するプログラム⁽⁹⁰⁾、以上の EU の一般方針並びにタンペレ欧州理事会の総括に従って年 2 回発表されている作業の進行状況のスコアボード⁽⁹¹⁾を見ると、ブリュッセル I 規則の今後についても、どのような発展が考えられているかがわかる。

1997 年報告以来の考えを整理してみると次のようにならうか。第 1 段階として、承認要件の削減、原判決に基づく承認執行国での仮執行などによる判決の効力の強化、全構成国で直ちに効力を有する保全処分を制定して財産の移転の防止、債務者の資産に対する情報開示及び銀行口座差押えに関する欧州レベルのシステムの制定、以上のような措置により、執行許可手続を簡素化し、判決の承認執行国での効力を強化する。第 2 段階として、執行許可手続を全く廃止し、すなわち国内判決のように扱われる欧州債務名義と呼ばれるものを制定し、ただしその取得のための統一的な手続も整備する。ただし、以上の発展は

全ての法分野についてではなく、一部の分野から徐々に行っていく。

このような方針によれば、例えば承認要件に関する34条、仮執行に関する47条などは将来改正されることになろう。ただし、以上の今後の発展は、既存のブリュッセルIの改正という形でなされるか、新たな別個の法令の形でなされるかは未定である。

次にブリュッセルI規則のEU外への影響であるが、一方では、その内容を例えば我が国がどのように受け止めるかという点が考えられる。将来の立法に当たってはブリュッセルI規則は当然参考にするべきものであろうが、しかしその中には統合を進めているEU諸国の間だからこそ妥当するルールも存在しているし、EUにおいて優先的に進められている政策の影響を受けている部分もある。前述のように、自由・安全・司法の空間の実現のために裁判の相互承認原則の実現という目標があるので、ブリュッセルI規則の承認執行の部分は要件の寛大化と、執行手続の簡素化及び迅速化を大きく進めているし、これからもさらに進めていこう⁽⁹²⁾。

また他方では、ハーグ国際私法会議との関係が問題となる⁽⁹³⁾。とくに、現在、国際裁判管轄及び外国判決の承認執行に関する新条約の作成が進められていることから⁽⁹⁴⁾、EC諸国とECがどのようにこの交渉に関与するかが現実の問題となる。

一般論として、共同体の対外権限については、1971年の欧州司法裁判所のAETR判決⁽⁹⁵⁾及びその後の判例により、共同体の対外権限と対内権限の並行が認められている。これを前提に、ハーグ新条約作成の問題に対して、ブリュッセルI規則の採択時に、委員会と理事会は共同声明⁽⁹⁶⁾を出している。

これによると、共同体の立場の一貫性と構成国の交渉への実効的参加を確保しつつも、すでに構成国が主体として数年来行われてきた現在の交渉の継続性を確保するために、交渉方針は理事会があらかじめ決め、交渉中には調整会議で方針の修正がなされる。共同体の立場は代表が述べるが、方針に反しない限り構成国は自己の見解を表明することもできる。深刻な問題が生じれば、理事会に送られる、という対処方法を定めている。従来交渉との継続性に配慮した方針であると言えよう。

以上でブリュッセル I 条約の規則化についての検討を終わる。改正の内容からも、またルガーノ条約、デンマーク、ハーグ国際私法会議との関係という点からも、非常に興味深いものであると言える。

- (1) *OJ* 1972, L299/32. この条約の代表的な翻訳として、川上太郎「民事事件の裁判管轄及び判決の承認執行に関する EEC 条約」福岡 21 卷 3・4 号 477 頁 (1977), 代表的な研究として、岡本善八「わが国際私法事件における EEC 裁判管轄条約」同法 29 卷 4 号 1 頁 (1977), 5 号 15 頁 (1978) がある。
- (2) *OJ* 1978, L304/1. この条約の代表的な翻訳として、岡本善八「1978 年『拡大 EEC 判決執行条約』」同法 31 卷 2 号 81 頁, 3 号 129 頁 (1979) がある。
- (3) *OJ* 1982, L388/1.
- (4) *OJ* 1989, L285/1.
- (5) *OJ* 1997, C15/1.
- (6) すべての改正を織り込んだ最新条文は、*OJ* 1998, C27/1. この条約についての、1999 年 12 月までの欧州司法裁判所の裁判例に基づく簡潔な注釈付きの翻訳は、中西康「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関するブリュッセル条約 (1-2・完)」民商 122 卷 3 号 426 頁, 4・5 号 712 頁 (2000) を参照。なお、従来この条約は通常、「ブリュッセル (ブラッセル) 条約」と呼ばれてきた。しかしその後、この条約の規律を婚姻 (解消) 事件に拡張する、1998 年 5 月 28 日の婚姻事件における管轄及び裁判の承認執行に関する条約 (未発効) が作成されてブリュッセル II 条約と呼ばれるので、現在ではブリュッセル条約の方はブリュッセル I 条約と呼ぶのが適当であり、本稿でもそのようにする。
- (7) *OJ* 1988, L319/9. この条約の代表的研究として、西賢「ルガーノ条約と欧州共同体」国際 92 卷 3 号 1 頁 (1993), 翻訳として奥田安弘『国際取引法の理論』308 頁 (有斐閣, 1992) がある。なお現在では、オーストリア、フィンランド、スウェーデンが EU に加盟しているので、ルガーノ条約だけの締約国は、アイスランド、ノルウェー、スイスだけになってしまった。その意味ではこの条約の意義は薄れてきている。ただし、2000 年 2 月 1 日からポーランドがこの条約に加入した。Martiny/Ernst, "Der Beitritt Polens zum Luganer Übereinkommen," *IPRax* 2001, 29. このように、EU への近い将来の加盟が予定されている東欧諸国が、あらかじめルガーノ条約へ加入しておくことで、EU 加盟の際のブリュッセル I 規則の適用を先取りするということが今後は考

えられよう。

- (8) *OJ* 1975, L204/28. なお欧州司法裁判所によるブリュッセル I 条約の解釈の特徴については、西賢「欧州国際民事訴訟法条約の解釈」『日本 EC 学会年報 2号』154頁(有斐閣, 1982)を見よ。
- (9) Council Regulation (EC) No 44/2001 of 22 December 2000 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters, *OJ* 2001, L12/1.
- (10) 以上について、Wagner, “Die geplante Reform des Brüsseler und des Lugano-Übereinkommens,” *IPRax* 1998, 241, Kohler, “Die Revision des Brüsseler Übereinkommens über die gerichtliche Zuständigkeit und die Vollstreckung gerichtlicher Entscheidungen in Zivil- und Handelssachen-Generalalila und Gerichtsstandsproblematik-,” in: Gottwald (ed.), *Revision des EuGVÜ-Neues Schiedsverfahrensrecht*, 2000, p. 1, 2 et s., Proposal for a Council regulation (EC) on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters, *COM* (1999) 348 final, p. 3 et s., ゴットヴァルト「一 国際裁判管轄の妥当性と実効性—ブラッセル条約の改正について—二 ヨーロッパにおける裁判の承認・執行のさらなる簡素化への道程」甲法 41 巻 1・2 号 2 頁以下 (2000)。
- (11) Commission communication to the Council and the European Parliament—‘towards greater efficiency in obtaining and enforcing judgments in the European Union’, *OJ* 1998, C33/3.
- (12) Proposal for a Council act establishing the Convention on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters in the Member States of the European Union, *OJ* 1998, C33/20.
- (13) この部分の詳細は、中西康「アムステルダム条約後の EU における国際私法—欧州統合と国際私法についての予備的考察—」国際 100 巻 4 号 31 頁以下 (2001) を参照せよ。
- (14) Kennett, *Enforcement of Judgments in Europe*, 2000, p. 7.
- (15) ただし、この共同体化を検討した学説のうちのかなりのものは、ブリュッセル I 条約改正の根拠を 65 条とすることに疑念を提起した。これについては、中西・前掲注¹³43 頁を見よ。しかし実際には、ブリュッセル I の規則化は、65 条を根拠に行われた。
- (16) *op. cit.* (11), p. 8.
- (17) 同議定書 2 条 2, 3 号。なお、EC 条約 234 条とは異なり、第一審裁判所に

は認められていない。

- (18) 従来のように条約によるのと比較して、共同体派生法による場合の統合の利点は、このような欧州司法裁判所の権限の限定により相殺されてしまうであろうとするのは、Tagaras, "Guidelines for the round table discussion on the relationship between the Brussels convention and community law," in: Fentiman et al. (eds.), *L'espace judiciaire européen en matières civile et commerciale*, 1999, p. 173, 177 et s.
- (19) 連合王国とアイランドの立場に関する議定書 3 条 1 項。
- (20) 同議定書 4 条。
- (21) デンマークの立場に関する議定書 5 条 1 項によると、シェンゲン・アキ（シェンゲン協定により蓄積された成果）を発展させる措置へのデンマークのオプト・インはできる。しかし、国際私法はシェンゲン・アキと関係ない。
- (22) HeB, "Die "Europäisierung" des internationalen Zivilprozessrechts durch den Amsterdamer Vertrag—Chancen und Gefahren," *NJW* 2000, 23, 28.
- (23) Doc. 7700/99 JUSTCIV 60. ドイツ語版が, Gottwald (ed.), *op. cit.* (10), p. 125 et s. にあり、以下はこれによる。
- (24) Proposal for a Council regulation (EC) on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters, *op. cit.* (10).
- (25) *OJ* 2001, C146/94. なお、経済社会委員会の意見は, *OJ* 2000, C117/6.
- (26) Amended proposal for a Council regulation on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters, *COM* (2000) 689 final.
- (27) Wagner, *op. cit.* (10), p. 241 et s., Kohler, *op. cit.* (10), p. 2 et s.
- (28) 1999 年委員会提案, *op. cit.* (10), p. 6-7 を参考にした。
- (29) 関西国際民事訴訟法研究会訳「民事及び商事に関する裁判管轄並びに判決の執行に関するブラッセル条約公式報告書(8)」(以下、「ブラッセル条約公式報告書」と略称) 際商 28 巻 2 号 192 頁 (2000)。なお、1968 年条約公式報告書 (*OJ* 1979, C59/1) と 1978 年加入条約公式報告書 (*OJ* 1979, C59/71) については、この関西国際民事訴訟法研究会訳 (1—21・完) (際商 27 巻 7 号 (1999) から 29 巻 3 号 (2001) まで) で引用する。
- (30) Kohler, *op. cit.* (10), p. 11.
- (31) すでに「ブラッセル条約公式報告書(8)」前掲注(29)193 頁が指摘している。
- (32) なお比較法的考察として、長田真里「義務履行地と国際裁判管轄」阪法 46 巻 2 号 321 頁、特に 324 頁以下 (1996) が参考となる。

- (33) Case 14/76, [1976] ECR 1497.
- (34) 後掲1982年5月26日 Ivenel 判決があったが、1987年1月15日 Shenavai 判決 (Case 266/85, [1987] ECR 239) が Ivenel 判決の射程を明確化して、一般の契約についてはなお De Bloos 判決が妥当するとしている。
- (35) 欧州司法裁判所1999年10月5日 Leathertex 判決 (Case C-420/97, [1999] ECR I-6747)。
- (36) Droz, "Delendum est forum contractus?," *D.* 1997 Chron. p. 351 et s.
- (37) Case 12/76, [1976] ECR 1473.
- (38) 1994年6月29日 Custom Made Commercial Ltd 判決 (Case C-288/92, [1994] ECR I-2913) と1999年9月28日 Groupe Concorde 判決 (Case C-440/97, [1999] ECR I-6307) も同旨。
- (39) Gottwald (ed.), *op. cit.* (10), p. 129.
- (40) *op. cit.* (12), p. 21. ハーグ新条約1999年草案6条もこの方向である。ただしそこでは、ホワイトリストの1つであるから、交渉妥結のためにホワイトリストを狭める力が働くので、前提が異なる。
- (41) 前掲注(40)を参照。
- (42) Niboyet, "La révision de la convention de Bruxelles du 27 septembre 1968 par le règlement du 22 décembre 2000," *Gaz. Pal.* dimanche 10 au mardi 12 juin 2001, p. 10, 13.
- (43) 長田・前掲注(32)322頁以下を参照せよ。
- (44) 例えば、履行地の決定方法、金銭債務の場合の問題、消極的確認の場合の問題などの議論に影響があるのではないと思われる。
- (45) 以上の説明は、「ブラッセル条約公式報告書(16) 前掲注(29)際商28巻10号1266頁(2000)による。それによると、3号の2つの要件については、契約債務準拠法に関するローマI条約公式報告書(OJ 1980, C282/1)への参照が求められている。これについては、野村美明ほか訳「契約債務の準拠法に関する条約についての報告書(五) 阪法47巻2号459頁以下(1997)を見よ。
- (46) ゴットヴァルト・前掲注(10)19頁。
- (47) 不動産の部分的使用権の取得に関する契約のある側面についての取得者の保護に関する1994年10月26日の指令94/47/EC, OJ 1994, L280/83.
- (48) 準拠法の問題も含めて簡単には, Jayme/Kohler, "Europäisches Kollisionsrecht 1999," *IPRax* 1999, 401, 402を参照せよ。
- (49) *op. cit.* (12), p. 23.
- (50) なおこの点は、作業部会では受動的な消費者だけを保護するかで、議論が

- 分かれていたようである。Kohler, *op. cit.* (10), p. 18 et s.
- (51) ハーグ新条約の交渉におけるこの点の対立については、道垣内正人「ハーグ裁判管轄外国判決条約案の修正作業—外交会議の延期と打開案の模索—」ジュリ 1194 号 72 頁、特に 74 頁以下 (2001) を参照せよ。
- (52) Case 133/81, [1982] ECR 1891. 1989 年 2 月 15 日 Six Constructions 判決 (Case 32/88, [1989] ECR 341) も同旨。
- (53) 関西国際民事訴訟法研究会訳「民事及び商事に関する裁判管轄並びに判決の執行に関するルガノ条約公式報告書(3)」(以下、「ルガノ条約公式報告書」と略称) 際商 29 卷 6 号 755 頁 (2001) を参照せよ。なお、ルガノ条約公式報告書 (OJ 1990, C189/57) については、この関西国際民事訴訟法研究会訳 (1-未完) (際商 29 卷 4 号以下 (2001) から) で引用する。
- (54) また改正作業においては、1996 年 12 月 16 日の労働者の派遣に関する指令 96/71/EC (OJ 1997, L18/1) が、労働者が派遣された構成国で労働者が訴えを提起することができるようにすることを規定しているので (6 条)、この指令をブリュッセル I に組み込むかも検討されたが (Wagner, *op. cit.* (10), p. 243), 組み込みはなされなかった。Kohler, *op. cit.* (10), p. 18 を参照せよ。ただし、いずれにせよ規則 67 条により、同指令が優先する。
- (55) Gottwald (ed.), *op. cit.* (10), p. 135 et s.
- (56) 1999 年委員会提案, *op. cit.* (10), p. 24.
- (57) 関連する裁判例として、1987 年 12 月 8 日 Gubisch 判決 (Case 144/86, [1987] ECR 4861), 1994 年 12 月 6 日 Tarty 判決 (Case C-406/92, [1994] ECR I-5439)。なおこの判決については、岡野祐子「ブラッセル条約の下における外国訴訟差止の可否」奈良産 7 卷 2 号 1 頁 (1994), 同「イングランド裁判所のブラッセル条約への対応」奈良産 10 卷 3・4 号 47 頁 (1998) を見よ) がある。21 条のこの面については、越山和広「ヨーロッパ民事訴訟法における国際的訴訟競合規制の動向」石川明・櫻井雅夫編『EU の法的課題』(慶應義塾大学出版会, 1999) 281 頁を参照せよ。
- (58) 「ブラッセル条約公式報告書(5)」前掲注(29)際商 27 卷 11 号 1333 頁 (1999)。
- (59) Case 129/83, [1984] ECR 2397.
- (60) なおすでにブリュッセル II 規則 1347/2000 (OJ 2000, L160/19) 11 条 4 項も、同様の解決を先取りして採用している。
- (61) とりわけ 2 項は、関連請求の場合に後訴裁判所が先訴裁判所のために訴えを却下するときの要件を定めるが、従来は後訴裁判所の法によれば両訴訟の併合が認められることを要件としているというミスがあったので、これを先

訴訟判所の法により判断すると改めている。(例えば, Gaudemet-Tallon, *Les Conventions de Bruxelles et de Lugano*, 2^e éd., 1996, p. 217 を参照)。

- (62) 中西・前掲注(6)(1)436—437 頁を参照。特に重要なものとして, 1976年11月30日 Mines de potasse d'Alsace 判決 (Case 21/76, [1976] ECR 1735) と, 1995年3月7日 Shevill 判決 (Case C-68/93, [1995] ECR I-415。この判決の紹介と検討は, 中西康「出版物による名誉毀損事件の国際裁判管轄に関する欧州司法裁判所1995年3月7日判決について」論叢142巻5・6号181頁(1998)を見よ)がある。
- (63) Case 189/87, [1988] ECR 5565.
- (64) *op. cit.* (25), p. 98.
- (65) 2000年委員会提案, *op. cit.* (26), p. 5-6。なお, この分野における準備作業の進展は, COM (2001) 278 final, p. 19 を参照せよ。
- (66) 「ルガノ条約公式報告書(3)」前掲注(5)際商29巻6号758頁及び中西・前掲注(6)(1)445頁を参照。
- (67) *op. cit.* (12), p. 24.
- (68) Case C-391/95, [1998] ECR I-7091.
- (69) Case C-99/96, [1999] ECR I-2277.
- (70) Marmisse/Wilderspin, “Le régime jurisprudentiel des mesures provisoires à la lumière des arrêts Van Uden et Mietz,” *Rev. crit. dr. int. pr.* 1999, 669 を参照せよ。
- (71) *op. cit.* (12), p. 27.
- (72) ゴットヴァルト・前掲注(10)26頁。
- (73) この点についての詳細は, 中西・前掲注(13)56頁を見よ。
- (74) 中西康「ブリュッセル条約における手続保障—訴状の送達を中心に」論叢146巻3・4号190頁(2000), 特に204頁以下を参照せよ。
- (75) 「ブラッセル条約公式報告書(6)」際商27巻12号142頁(1999)。
- (76) Case 166/80, [1981] ECR 1593.
- (77) Case C-305/88, [1990] ECR I-2725.
- (78) Droz, *Rev. crit. dr. int. pr.* 1991, 168 et s., Geimer/Schütze, *Europäisches Zivilverfahrensrecht*, 1997, Art. 27 paras. 73 et s., 86, 116.
- (79) 執行許可の申立には, 判決の送達の証明が必要である(条約47条1号)。なおこの点は, 後述(Ⅲ)を参照せよ。
- (80) *Ibid.*, Art. 27 para. 87, Droz, “Les droits de la demande dans les relations privées internationales,” *Travaux du comité français de droit international*

privé 1993-1995, p. 97, 111 et s. を参照せよ。

- (81) Case C-123/91, [1992] *ECR* I-5661.
- (82) Case C-78/95, [1996] *ECR* I-4943.
- (83) なお、1997 年委員会提案ドイツ語版では、37 a 条 2 号の 2 が、下された裁判が適時に送達されたことを要件としていることになっているが (Gottwald (ed.), *op. cit.* (10), p. 107), 英仏語版およびその他の解説からして、これは従来通り、訴訟手続を開始する文書の送達の適時性に関する要件であり、ドイツ語への翻訳の誤りであろう。
- (84) 1988 年においてパリ控訴院管轄区域内で、執行許可に対してなされたパリ控訴院への不服申立は 8% を超えないとの報告がある, Pluyette, “La jurisprudence du Tribunal de Paris en matière d’exequatur des jugements étrangers (1964-1988),” *Travaux du comité français de droit international privé* 1988-1990, p. 27, 32.
- (85) モデル書式の手法は、ブリュッセル II 規則 (前掲注(60)), 送達規則 1348/2000 (*OJ* 2000, L160/37), 証拠収集規則 1206/2001 (*OJ* 2001, L174/1) にも共通している。
- (86) *op. cit.* (12), p. 26.
- (87) 詳しくは、中西・前掲注(13)48 頁以下を参照。
- (88) Action Plan of the Council and the Commission on how best to implement the provisions of the Treaty of Amsterdam on an area of freedom, security and justice, *OJ* 1999, C19/1.
- (89) Presidency Conclusions-Tampere, 15 and 16 October 1999, *Bull. EU* 10-1999, p.7.
- (90) Draft programme of measures for implementation of the principle of mutual recognition of decisions in civil and commercial matters, *OJ* 2001, C12/1.
- (91) *COM* (2000) 167 final, *COM* (2000) 782 final, *COM* (2001) 278 final.
- (92) 裁判管轄については規定を見る限り、消費者保護などに関する規定が存在する点が EU の法政策の現れと考えられる以外は一またこの点も我が国が受け入れられないものでもない—、特殊性はあまりないようにも思われる。しかし、欧州司法裁判所の従来の裁判例から受ける印象では、5 条以下の特別裁判籍については、事件の一部にしか管轄が及ばず、その結果事件の審理がばらばらになってもかまわないという解釈がなされる傾向が感じられる。その背景として、被告住所地で事件全体を審理することはでき (2 条), その裁判は他の構成国で承認されるのだから、という理由があるような印象を受ける。

例えば、5条1号に関する前掲注⁽⁹⁵⁾1999年10月5日 Leathertex 判決、5条3号に関する前掲注⁽⁶²⁾1995年3月7日 Shevill 判決、前掲注⁽⁶³⁾1988年9月27日 Kalfelis 判決、6条1号に関する1998年10月27日 Réunion européenne 判決 (Case C-51/97, [1998] ECR I-65113)、16条1号に関する1988年7月6日 Scherrens 判決 (Case 158/87, [1988] ECR 3791)などを参照せよ。

(93) 詳しくは、中西・前掲注⁽¹³⁾43頁以下を参照。

(94) 最新状況は、道垣内・前掲注⁽⁵¹⁾のほか、ハーグ国際私法会議ウェブサイト次のページ <http://www.hcch.net/e/workprog/jdgm.html> を参照。

(95) Case 22/70, [1971] ECR 263. 大谷良雄「ヨーロッパ共同体の対外的権能」国際75巻5・6号1頁(1977)を参照。

(96) Statement on Articles 71 and 72 and on the negotiations within the framework of the Hague Conference on Private International Law, 14139/00 JUSTCIV 137, ANNEX I. <http://register.consilium.eu.int/>で検索及び閲覧可(2001年9月1日現在)。

Reform of the Brussels I Convention and its problems

Yasushi NAKANISHI

Associate Professor of Law, Graduate School of Law, Kyoto University

1968 Brussels Convention on jurisdiction and the enforcement of judgments in civil and commercial matters has just been revised by the Council Regulation (EC) No 44/2001 of 22 December 2000 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters. This revision is based on the new competence of the EC provided in the Title IV of the EC Treaty, introduced by the Treaty of Amsterdam.

While its reform in the matter of jurisdiction is not fundamental, the structure of the *exequatur* procedure was radically changed in order to realize rapider and more effective execution of decisions rendered in other Member States, and I consider that a next reform in this direction will be done in the future.